

香 川 県 報 号 外
香川県監査委員公表第 4 号
別 冊

行政監査結果報告書

～公用車の使用及び管理について～

平成 1 7 年 4 月

香川県監査委員

【目 次】

第1	行政監査の趣旨	1
第2	監査のテーマ及び選定理由	1
1	監査のテーマ	1
2	選定理由	1
第3	監査の実施概要	1
1	監査の実施期間	1
2	監査対象機関	1
3	監査対象公用車	1
4	監査の実施方法	1
5	監査の主な着眼点	1
第4	監査の結果及び意見	2
1	公用車（全車種）の保有状況	2
(1)	県全体の保有台数	2
(2)	知事部局の保有台数	3
(3)	出先機関の保有台数	4
2	乗用車・貨物車の状況	5
(1)	経過年数	5
(2)	出先機関の1台当たりの職員数	6
(3)	取得価格及び維持費用	7
(4)	トランスミッション方式の状況	7
(5)	低公害車等の状況	8
(6)	排気量区分	8
(7)	更新の状況	9
3	乗用車及び貨物車の使用状況	10
(1)	稼働日数及び稼働回数、稼働率	10
(2)	走行距離	13
(3)	乗車人員	14
(4)	専用車の状況	14
(5)	トラックの状況	15
4	乗用車及び貨物車の管理等の状況	16
(1)	日常点検の実施	16
(2)	法定点検の実施	16
(3)	施錠等の状況	17
(4)	車歴カードの整理	17
(5)	自動車運転免許の確認	17
(6)	格納状況	17
(7)	車内の清掃等	17
5	事故の発生状況等	18
(1)	事故の発生件数	18
(2)	事故の発生場所	18
(3)	事故の発生原因	19
(4)	事故による損害額	19
(5)	交通事故報告	19
(6)	任意保険の状況	19

6	事故防止策の実施状況	20
(1)	安全運転管理者等の選任	20
(2)	交通安全研修会等の実施	21
(3)	停止表示器材の携行等	21
7	意見	22
(1)	公用車の効率的利用について	22
(2)	公用車の適正な管理について	23
(3)	安全運転の確保について	23

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、普通地方公共団体の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかどうかだけでなく、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿ってなされているかどうかについて、監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

公用車の使用及び管理について

2 選定理由

香川県（以下「県」という。）では、公務を迅速かつ効率的に遂行するため、本庁及び出先機関に多くの公用車が配置されているが、近年の厳しい財政事情や環境問題等、社会経済情勢の変化に伴い、行政の事務事業の見直しと同様に、公用車についてもより一層の効率的・効果的な使用及び適正な管理が求められている。そこで、公用車の使用及び管理について、経済性、効率性の観点をも踏まえて、監査を実施することが必要であると判断し、本テーマを選定した。

第3 監査の実施概要

1 監査の実施期間

平成16年9月30日から平成17年3月25日まで

2 監査対象機関

監査対象機関は、平成15年度に公用車を管理していた知事部局、水道局、教育委員会及び公安委員会の本庁各課及び出先機関（県立学校、警察署を含む。）並びに県議会とした。

なお、平成16年4月1日の組織改正等により機関名や保管状況に変更があったものについては、変更後の保管機関を監査対象とした。

3 監査対象公用車

平成15年度に県が保有する普通乗用自動車、小型乗用自動車、軽乗用自動車、普通貨物自動車、小型貨物自動車、軽貨物自動車を監査の主な対象とした。

4 監査の実施方法

監査対象機関から監査調書等の提出を求め、監査委員事務局職員による現地調査や必要書類等の閲覧等の結果を踏まえ、実施した。

現地調査は、公用車を10台以上管理している所属など28所属を対象に実施した。

5 監査の主な着眼点

- (1) 公用車が効率的に利用されているか。
- (2) 公用車の管理が適切に行われているか。
- (3) 交通安全対策等が適切に行われているか。

第4 監査の結果及び意見

1 公用車（全車種）の保有状況

(1) 県全体の保有台数

県全体で、平成16年3月31日現在、851台の公用車（県が所有し、管理する自動車。以下同じ。）を保有しており、そのうち、知事部局が632台で全体の74.3%、次いで公安委員会が148台で17.4%となっており、この2機関で全体の91.7%を占めている。

本庁・出先機関の別では、本庁が172台、出先機関が679台で、出先機関が全体の79.8%を占めている。車種別では、乗用車が201台、貨物車が499台となっており、両車種合わせて700台で、全体の82.3%を占めている。

普通貨物車の90%余はトラックである。また、自動二輪車は、公安委員会のみが保有しており、警察署、交番及び駐在所等で使用されている。そのほか、他団体への貸付車が46台ある。

(単位：台)

部局名	本庁・ 出先 機関 の別	乗 用 車				貨 物 車				乗 合 自 動 車	自 動 二 輪 車	そ 他 (特 種 自 動 車 等)	合 計	貸 付 車 (外 数)
		普 通 乗 用 車	小 型 乗 用 車	軽 乗 用 車	小 計	普 通 貨 物 車	小 型 貨 物 車	軽 貨 物 車	小 計					
知事部局	本庁	16	32	0	48	0	48	1	49	1	0	6	104	37
	出先	7	46	49	102	14 (12)	287 (7)	81 (11)	382 (30)	5	0	39	528	0
	計	23	78	49	150	14	335	82	431	6	0	45	632	37
水道局	本庁	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	出先	0	1	1	2	1 (1)	8	7 (5)	16 (6)	0	0	1	19	0
	計	0	3	1	4	1	8	7	16	0	0	1	21	0
県議会	(本庁)	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	0
教育委員会	本庁	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	3	2
	出先	0	2	0	2	6 (6)	19 (13)	4 (4)	29 (23)	4	0	7	42	6
	計	0	2	0	2	6	22	4	32	4	0	7	45	8
公安委員会	本庁	11	8	0	19	3 (3)	1	0	4 (3)	2	16	17	58	1
	出先	5	17	0	22	0	0	16 (16)	16 (16)	0	11	41	90	0
	計	16	25	0	41	3	1	16	20	2	27	58	148	1
合 計	本庁	31	42	0	73	3 (3)	51	1	55 (3)	4	16	23	172	40
	出先	12	66	50	128	21 (19)	315 (20)	108 (36)	444 (75)	9	11	88	679	6
	計	43	108	50	201	24 (22)	366 (20)	109 (36)	499 (78)	13	27	111	851	46

(平成16年3月31日現在)

注1) ()内はトラックの台数(内数)である。

注2) 公安委員会については、県費で購入した自動車の台数である。

(2) 知事部局の保有台数

知事部局では、土木部が163台(25.8%)で最も多く、次いで農政水産部が156台(24.7%)、健康福祉部が133台(21.0%)となっている。

本庁・出先機関の別では、本庁が104台、出先機関が528台で、出先機関が全体の83.5%を占めており、出先機関の多い部局の保有台数が多くなっている。

(単位：台)

部局名	本庁 ・ 出先 機関 の別	乗 用 車				貨 物 車				乗 合 自 動 車	自 動 二 輪 車	そ 他 (特 種 自 動 車 等)	合 計	貸 付 車 (外 数)
		普 通 乗 用 車	小 型 乗 用 車	軽 乗 用 車	小 計	普 通 貨 物 車	小 型 貨 物 車	軽 貨 物 車	小 計					
政策部	本庁	0	2	0	2	0	2	0	2	0	0	0	4	0
	出先	1	6	5	12	0	30	9	39	0	0	6	57	0
	計	1	8	5	14	0	32	9	41	0	0	6	61	0
総務部	本庁	14	8	0	22	0	4	0	4	1	0	5	32	1
	出先	0	3	12	15	0	11 (1)	4 (1)	15 (2)	0	0	3	33	0
	計	14	11	12	37	0	15	4	19	1	0	8	65	1
環境森林部	本庁	0	3	0	3	0	8	0	8	0	0	0	11	4
	出先	1	4	0	5	1	10 (1)	2	13 (1)	0	0	2	20	0
	計	1	7	0	8	1	18	2	21	0	0	2	31	4
健康福祉部	本庁	0	4	0	4	0	5	1	6	0	0	1	11	20
	出先	4	12	25	41	2 (1)	28	39	69 (1)	3	0	9	122	0
	計	4	16	25	45	2	33	40	75	3	0	10	133	20
商工労働部	本庁	0	3	0	3	0	4	0	4	0	0	0	7	2
	出先	1	1	0	2	3 (3)	8 (1)	1 (1)	12 (5)	1	0	1	16	0
	計	1	4	0	5	3	12	1	16	1	0	1	23	2
農政水産部	本庁	1	5	0	6	0	14	0	14	0	0	0	20	0
	出先	0	3	1	4	4 (4)	98 (4)	25 (8)	127 (16)	1	0	4	136	0
	計	1	8	1	10	4	112	25	141	1	0	4	156	0
土木部	本庁	1	7	0	8	0	11	0	11	0	0	0	19	10
	出先	0	17	6	23	4 (4)	102	1 (1)	107 (5)	0	0	14	144	0
	計	1	24	6	31	4	113	1	118	0	0	14	163	10
合 計	本庁	16	32	0	48	0	48	1	49	1	0	6	104	37
	出先	7	46	49	102	14 (12)	287 (7)	81 (11)	382 (30)	5	0	39	528	0
	計	23	78	49	150	14 (12)	335 (7)	82 (11)	431 (30)	6	0	45	632	37

(平成16年3月31日現在)

注) () 内はトラックの台数(内数)である。

(3) 出先機関の保有台数

公用車を10台以上保有している出先機関等（同種の出先機関の一部を含む。）の保有台数は、次表のとおりであり、小豆総合事務所が56台で最も多く、そのほか、土木事務所、保健福祉事務所、農業改良普及センターなどで多くの公用車を保有している。

(単位：台)

部局名	出先機関名	乗用車			貨物車			自動二輪車	その他 (特種自動車等)	合計
		普通乗用車	小型乗用車	軽乗用車	普通貨物車	小型貨物車	軽貨物車			
政策部	小豆総合事務所	1	5	5		30	9		6	56
総務部	東讃県税事務所		1	6		5	2			14
	中讃県税事務所		2	4		2	1			9
	西讃県税事務所			2		1				3
健康福祉部	東讃保健福祉事務所		1	7	1	7	12		2	30
	中讃保健福祉事務所		2	8		9	14		4	37
	西讃保健福祉事務所			3		4	6		2	15
農政水産部	農業試験場				1	13	5			19
	東讃農業改良普及センター			1		12	6			19
	中讃農業改良普及センター					12	7			19
	西讃農業改良普及センター					6	4			10
	東讃土地改良事務所					16				16
	中讃土地改良事務所		1			12				13
	西讃土地改良事務所					8			1	9
土木部	長尾土木事務所		3			22			6	31
	高松土木事務所		4	1	1	29	1		3	39
	坂出土木事務所		2	1	1	20			1	25
	善通寺土木事務所		4	1	1	14			1	21
	西讃土木事務所		4	1	1	13			3	22
水道局	県営水道管理事務所		1	1	1	8	7		1	19
公安委員会	高松北警察署	1	2				2	1	5	11
	高松南警察署		4				1	2	5	12
	坂出警察署		3				1	1	6	11
合計		2	39	41	7	243	78	4	46	460

(平成16年3月31日現在)

注) 公安委員会については、県費で購入した自動車の台数である。

2 乗用車・貨物車の状況

(1) 経過年数

乗用車及び貨物車（計 700 台）についてみると、平成 16 年 3 月 31 日現在における初回登録からの経過年数の平均は、7.0 年である。経過年数別の台数は、「10 年超」が 157 台（22.4%）で最も多く、次いで「6 年超 8 年以下」が 134 台（19.1%）、「4 年超 6 年以下」が 123 台（17.6%）となっている。

出先機関の公用車は、本庁のものより経過年数が長く、車種別では、普通貨物車が 9.5 年で最も長くなっている。

【経過年数別台数】

（単位：台、%）

区 分	2年以下	2年超 4年以下	4年超 6年以下	6年超 8年以下	8年超 10年以下	10年超	合 計
台 数	71	101	123	134	114	157	700
(割 合)	(10.2)	(14.4)	(17.6)	(19.1)	(16.3)	(22.4)	(100)

注) 平成 16 年 3 月 31 日現在保有の公用車を対象とする。

【車種別経過年数】

（単位：年/台）

区 分	乗 用 車			貨 物 車			全 体
	普通	小型	軽	普通	小型	軽	
本 庁	4.1	5.3	—	9.4	8.5	2.0	6.3
出 先	7.0	6.8	6.8	9.5	7.4	6.4	7.1
全 体	4.9	6.2	6.8	9.5	7.5	6.3	7.0

注) 平成 16 年 3 月 31 日現在保有の公用車を対象とする。

(2) 出先機関の1台当たりの職員数

平成16年3月31日現在、乗用車及び貨物車を10台以上保有している出先機関等（同種の出先機関の一部を含む。）の1台当たりの職員数は、次表のとおりである。

1台当たりの職員数は、2.4人から5.3人と出先機関によって幅がある。

(単位：台、人)

出先機関名	乗用車・貨物車台数 A	15年度職員数 B	1台当たりの職員数 B/A
小豆総合事務所	50	127	2.5
東讃県税事務所	14	74	5.3
中讃県税事務所	9	28	3.1
西讃県税事務所	3	15	5.0
東讃保健福祉事務所	28	90	3.2
中讃保健福祉事務所	33	120	3.6
西讃保健福祉事務所	13	50	3.8
農業試験場	19	92	4.8
東讃農業改良普及センター	19	47	2.5
中讃農業改良普及センター	19	45	2.4
西讃農業改良普及センター	10	27	2.7
東讃土地改良事務所	16	54	3.4
中讃土地改良事務所	13	49	3.8
西讃土地改良事務所	8	34	4.3
長尾土木事務所	25	75	3.0
高松土木事務所	36	123	3.4
坂出土木事務所	24	75	3.1
善通寺土木事務所	20	69	3.5
西讃土木事務所	19	67	3.5
県営水道事務所	18	87	4.8

注1) 平成16年3月31日現在保有の公用車を対象とする。

注2) 15年度職員数は、平成16年3月31日現在の非常勤職員及び臨時職員を除く職員数である。

(3) 取得価格及び維持費用

1台当たりの取得価格は、普通乗用車が425万円余で最も高く、軽乗用車は85万円余、軽貨物車は90万円余となっている。

平成15年度における年間維持費用は、総額6,717万円余であり、1台当たりでは95千円余となっている。

車種別に1台当たりの年間維持費用をみると、小型化するほど安くなっており、普通乗用車が140千円余、普通貨物車が169千円余であるのに対し、軽乗用車は59千円余、軽貨物車は58千円余となっている。

なお、公用車の継続検査（車検）、法定点検及び修繕については、現地調査した大半の所属で、毎年、単独随意契約により同一業者に発注し、実施していた。

(単位：円)

区 分	乗 用 車			貨 物 車			全 体
	普通	小型	軽	普通	小型	軽	
1台当たりの取得価格	4,253,410	2,070,375	857,567	3,208,210	1,410,206	904,986	1,648,216
1台当たりの年間維持費用	140,962	93,102	59,722	169,496	103,268	58,445	95,945
年間維持費用(総額)	5,469,335	10,259,810	2,986,099	4,067,913	38,023,176	6,364,647	67,170,980

注)年間維持費用は、平成15年度に要した継続検査（車検）、法定点検、修理、税及び保険(自賠責保険のみ)費用の合計額である。

(4) トランスミッション方式の状況

オートマチックミッション車（以下「AT車」という。）が493台（70.4%）、マニュアルミッション車（以下「MT車」という。）が207台（29.6%）で、AT車の比率が高くなっている。

車種別にみると、乗用車では、普通・小型・軽乗用車ともにAT車の比率が高く、貨物車でも、普通貨物車を除いて、AT車の比率が高くなっている。

なお、貨物車のうち、トラックについては92.3%がMT車となっている。

(単位：台、%)

区 分	乗 用 車			貨 物 車			計
	普通	小型	軽	普通	小型	軽	
AT車	42 (97.7)	100 (92.6)	44 (88.0)	2 (8.3)	235 (64.2)	70 (64.2)	493 (70.4)
MT車	1 (2.3)	8 (7.4)	6 (12.0)	22 (91.7)	131 (35.8)	39 (35.8)	207 (29.6)
合 計	43	108	50	24	366	109	700

(平成16年3月31現在)

注) ()内は合計台数に対する割合である。

(5) 低公害車等の状況

県では、「香川県環境保全率先実行計画（かがわエコオフィス計画）」を平成13年3月に改定し、公用車を購入するときの配慮事項として、県で毎年度購入する車両の90%以上を低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び低燃費かつ低排出ガス（平成12年認定基準排出ガス75%低減レベル）認定車）又は低公害車以外の自動車（低燃費又は低排出ガス（平成12年認定基準排出ガス25%又は50%低減レベル）認定車。以下「準低公害車」という。）とする購入目標を掲げて、「環境負荷の少ない車両」の導入を計画的に推進している。

平成16年3月31日現在、低公害車が61台（8.7%）、準低公害車が69台（9.9%）で、合わせて130台となっており、県の保有する乗用車及び貨物車の18.6%を占めている。

（単位：台）

区 分	乗 用 車			貨 物 車			計	割合 (注)
	普通	小型	軽	普通	小型	軽		
低公害車	11	11	7	0	23	9	61	8.7
電気自動車	0	0	0	0	0	1	1	(0.1)
ハイブリッド自動車	6	6	0	0	0	0	12	(1.7)
低燃費・低排出ガス認定車 (75%低減レベル)	5	5	7	0	23	8	48	(6.9)
準低公害車 (低燃費・低排出ガス認定車 25%又は50%低減レベル)	5	12	2	0	42	8	69	9.9
合 計	16	23	9	0	65	17	130	18.6

（平成16年3月31日現在）

注）県の保有する乗用車及び貨物車（計700台）に占める割合である。

(6) 排気量区分

乗用車、貨物車とも1500CC以上2000CC未満のクラスの自動車が最も多くなっており、同クラスの自動車が287台で、全体の41.0%を占めている。軽自動車は159台で、全体の22.7%となっている。

（単位：台）

区分	乗 用 車					貨 物 車					計				
	軽自 動車	1300 cc 未満	1500 cc 未満	2000 cc 未満	2000 cc 以上	軽自 動車	1300 cc 未満	1500 cc 未満	2000 cc 未満	2000 cc 以上	軽自 動車	1300 cc 未満	1500 cc 未満	2000 cc 未満	2000 cc 以上
本庁	—	—	13	37	23	1	3	20	29	3	1	3	33	66	26
出先	50	4	1	63	10	108	22	124	158	31	158	26	125	221	41
合計	50	4	14	100	33	109	25	144	187	34	159 (22.7)	29 (4.1)	158 (22.6)	287 (41.0)	67 (9.6)

（平成16年3月31日現在）

注1）（ ）内は県の保有する乗用車及び貨物車（計700台）に占める割合である。

注2）電気自動車1台は軽貨物車であり、貨物車の軽自動車に含む。

(7) 更新の状況

公用車の更新に当たって、明確な更新基準は定められていないが、初回登録からの経過年数が10年以上、走行距離が10万km以上を一応の目安として更新が行われている。

平成15年度中に更新（廃棄）された公用車（事故により廃棄されたものを除く。）の初回登録からの経過年数と走行距離をみると、普通自動車及び小型自動車では、平均経過年数が13.1年、平均走行距離が約9万kmとなっており、軽自動車では、平均経過年数が11.9年、平均走行距離が約6.4万kmとなっている。

また、同年度中に廃車された公用車の大半は、同程度の排気量の車に更新されているが、近年、財政状況が厳しい中で、更新までの経過年数が長期化している。

(単位：年、km)

区 分	経 過 年 数			走行距離
	最 短	最 長	平 均	平 均
普通・小型自動車	8.0	17.9	13.1	90,333
軽自動車	11.3	12.8	11.9	64,180

3 乗用車及び貨物車の使用状況

(1) 稼働日数及び稼働回数、稼働率

ア 概要

1台当たりの年間稼働日数は173日、年間稼働回数は251回となっている。

1台当たりの年間稼働率は、本庁で66.5%、出先機関で68.6%、県全体で68.2%となっている。

また、部局別年間稼働率をみると、県議会が84.4%、公安委員会が80.8%と高く、教育委員会が49.1%と他の部局に比べて低くなっている。

なお、他所属への貸出状況をみると、平成15年度の年間稼働回数175,920回のうち、他所属の使用回数は2,645回であり、割合で見ると1.5%となっている。

【本庁・出先機関別の稼働日数、稼働回数、稼働率の状況】 (単位：日、回、%、台)

部局名	本庁・出先機関の別	1台当たりの年間稼働日数	1台当たりの年間稼働回数	年間稼働率	年間稼働率50%以下の台数	年間稼働率50%以下の所属数
知事部局	本庁	169	210	67.4	13	1
	出先	168	241	67.4	104	16
	全体	168	236	67.4	117	17
政策部		151	208	61.0	18	0
	総務部	148	196	59.2	16	5
	環境森林部	167	232	66.3	5	1
	健康福祉部	162	227	64.9	33	4
	商工労働部	143	179	57.7	7	3
	農政水産部	176	222	71.2	19	3
	土木部	183	292	72.8	19	1
水道局	本庁	133	148	53.9	1	0
	出先	210	285	77.4	1	0
	全体	203	271	75.3	2	0
県議会	(本庁)	222	632	84.4	0	0
教育委員会	本庁	135	154	52.7	1	1
	出先	122	146	48.7	17	8
	全体	123	147	49.1	18	9
公安委員会	本庁	163	230	62.5	8	4
	出先	275	548	91.3	0	0
	全体	230	421	80.8	8	4
全体	本庁	168	225	66.5	23	6
	出先	174	257	68.6	122	24
	全体	173	251	68.2	145	30

注1) 稼働率は、平成15年度の勤務日数246日に休日等の公用車の使用日数を加えて稼働可能日数とし、これに対する使用日数の割合から算出したものである。

注2) 年間稼働率50%以下の台数は、平成16年3月31日現在保有の公用車を対象とする。

【他所属への貸出状況】

(単位：回、%)

年間稼働回数 A	左の内他所属使用回数 B	割合 B/A
175,920	2,645	1.5

また、1台当たりの年間稼働率別の台数をみると、年間稼働率が「80%超 100%以下」が253台(36.1%)で最も多く、次いで「60%超 80%以下」が231台(33.0%)となっているが、「20%以下」の台数も33台(4.7%)ある。

なお、他県の公用車の年間稼働率の状況は、次表のとおりであり、本県の年間稼働率68.2%は、他県に比べて低くはない。

【年間稼働率別台数】

(単位：台、%)

区分	20%以下	20%超 40%以下	40%超 60%以下	60%超 80%以下	80%超 100%以下	合計
台数	33	67	116	231	253	700
(割合)	(4.7)	(9.6)	(16.6)	(33.0)	(36.1)	(100)

注) 平成16年3月31日現在保有の公用車を対象とする。

【参考：他県の年間稼働率】

(単位：%)

群馬県	岐阜県	広島県	徳島県	熊本県
58.3	63.8	47.9	68.9	67

注) 公用車についての各県行政監査の結果から抜粋したものであり、岐阜県及び広島県は平成15年度、群馬県及び熊本県は平成13年度、徳島県は平成12年度に行われたものである。

イ 稼働率の低い公用車の状況

平成16年3月31日現在、県が保有している乗用車及び貨物車のうち、年間稼働率50%以下の公用車が、全体の20.7%を占めており、車種別にみると、台数では小型貨物車が83台で最も多く、車種ごとの保有台数に占める割合では、普通貨物車が83.3%で最も高くなっている。

なお、年間稼働率が35%（県全体の年間稼働率の約半分）以下の乗用車及び貨物車について、稼働率の低い理由を調査したところ、その主なものは、「老朽化して運転しにくい」、「使用用途に適合した車種でないため」、「仕事量の変動したため」、「使用用途が限定されているため」などであった。

【年間稼働率50%以下の台数】

(単位：台、%)

区分	稼働率50% 以下の台数	乗用車			貨物車		
		普通	小型	軽	普通	小型	軽
台数	145 [38]	6	12	7	20 [18]	83 [14]	17 [6]
(保有台数に 占める割合)	(20.7)	(14.0)	(11.1)	(14.0)	(83.3)	(22.7)	(15.6)

注1) 平成16年3月31日現在保有の公用車を対象とする。

注2) []内はトラックの台数(内数)である。

注3) ()内は県の保有する車種別台数に占める割合である。

また、年間稼働率が 50%を下回っている教育委員会以外の部局で、特に、公用車の利用が十分になされていないと考えられる「年間稼働率が 50%以下の所属（使用について特に制約がない汎用性のある乗用車及び貨物車を 3 台以上保有する所属に限る。）」又は「年間稼働率が 35%以下の汎用性のある乗用車又は貨物車を保有する所属」は、次表のとおりである。

【年間稼働率 50%以下の所属又は年間稼働率が 35%以下の公用車を保有する所属】（単位：％）

部局名	所属名	年間稼働率 35%以下の公用車	所属の年間稼働率
政策部	小豆総合事務所	小型乗用車 2 台、小型貨物車 3 台	40.9
総務部	総務学事課	普通乗用車 1 台	
	中讃県税事務所	小型乗用車 1 台、小型貨物車 2 台	
	西讃県税事務所		
	文書館	小型貨物車 1 台	
環境森林部	森林センター	小型貨物車 1 台	48.1
健康福祉部	東讃保健福祉事務所	軽乗用車 1 台、小型貨物車 2 台 軽貨物車 1 台	
	中讃保健福祉事務所	小型貨物車 2 台	
	西讃保健福祉事務所	小型貨物車 1 台	
	保育専門学院	軽乗用車 1 台	
	食肉衛生検査所	小型貨物車 1 台	
	白鳥病院	普通乗用車 1 台、小型貨物車 1 台	46.1
商工労働部	産業技術センター	小型貨物車 1 台	48.7
農政水産部	水産課	小型貨物車 1 台	
	農業試験場	小型貨物車 3 台	
上木部	住宅課	小型貨物車 2 台	48.7
	高松土木事務所	小型貨物車 2 台	
公安委員会	捜査第一課	小型乗用車 1 台	48.7

ウ AT車及びMT車の稼働状況

AT車・MT車別の年間稼働率をみると、AT車が 73.0%、MT車が 57.4%と、AT車の方が 15.6 ポイント上回っている。その理由としては、複数の公用車を配置している所属では、職員が運転しにくいMT車を避けているためと考えられる。

【AT車・MT車別の年間稼働率】

(単位：％)

区 分	乗 用 車			貨 物 車			全 体
	普通	小型	軽	普通	貨物	軽	
AT車	70.1	75.4	73.2	92.2	71.9	74.2	73.0
MT車	87.3	73.4	66.2	27.5	56.0	71.0	57.4
全 体	70.7	75.2	72.2	32.9	66.0	73.0	68.2

(2) 走行距離

1台当たりの年間走行距離は8,253kmであり、本庁が9,671km、出先機関が7,933kmで、本庁が出先機関より1,738km長くなっている。

車種別にみると、普通乗用車及び小型乗用車が10,000km余、軽乗用車及び軽貨物車が7,000km余であり、普通貨物車が4,826kmで最も短くなっている。

年間走行距離別の台数をみると、「5千kmから1万km未満」が、267台(41.4%)で最も多くなっている。

また、稼働1日当たりの平均走行距離は47.8km、稼働1回当たりの平均走行距離は32.8kmとなっている。

【車種別年間走行距離】

(単位：km/台)

区 分	乗 用 車			貨 物 車			全 体
	普通	小型	軽	普通	小型	軽	
本 庁	10,660	10,312	—	1,920	8,946	12,853	9,671
出 先	9,091	10,529	7,401	5,241	7,888	7,145	7,933
全 体	10,296	10,434	7,401	4,826	8,036	7,197	8,253

【年間走行距離別台数】

(単位：台、%)

区 分	5千km 未満	5千km 以上 1万km 未満	1万km 以上 15千km 未満	15千km 以上 2万km 未満	2万km 以上	合 計
台 数	174	267	166	30	8	645
(割 合)	(27.0)	(41.4)	(25.7)	(4.7)	(1.2)	(100)

注) 平成15年度に1年間稼働した公用車を対象とする。

【稼働1日当たりの走行距離】

(単位：km/台)

区 分	乗 用 車			貨 物 車			全 体
	普通	小型	軽	普通	小型	軽	
本 庁	57.6	58.7	—	53.8	56.5	63.0	57.6
出 先	48.6	50.9	41.2	59.4	47.6	37.7	45.7
全 体	55.5	53.7	41.2	59.1	48.8	37.9	47.8

【稼働1回当たり走行距離】

(単位：km/台)

区 分	乗 用 車			貨 物 車			全 体
	普通	小型	軽	普通	小型	軽	
本 庁	34.0	45.4	—	53.3	49.4	49.2	43.1
出 先	22.1	29.3	29.3	41.5	33.4	26.3	30.8
全 体	30.6	34.0	29.3	42.0	35.2	26.5	32.8

(3) 乗車人員

稼働 1 回当たりの乗車人員を乗車人員別の割合で見ると、職員運転車（自動車運転士以外の職員が運転する公用車。以下同じ。）については、本庁で「2 人又は 3 人」、出先機関で「1 人」が最も多く、「4 人以上」は本庁、出先機関ともに 5% 余となっている。

また、専用車（自動車運転士が運転する公用車。以下同じ。）については、自動車運転士を含めて、「2 人又は 3 人」が 78.1% で最も多く、「4 人以上」は 15.3% となっている。

(単位：%)

区 分	本庁・出先機関の別	1 人	2 人又は 3 人	4 人以上
職員運転車	本 庁	41.9	52.9	5.2
	出 先	55.2	39.3	5.5
	全 体	53.6	40.9	5.5
専 用 車	本 庁	0.5	85.1	14.4
	出 先	9.5	74.7	15.8
	全 体	6.6	78.1	15.3

注) 専用車については、自動車運転士を含めた員数である。

(4) 専用車の状況

専用車の保有状況を見ると、県全体で 124 台、そのうち本庁は 39 台、出先機関は 85 台であり、乗用車及び貨物車の保有台数（計 700 台）に占める割合は 17.7% である。

また、稼働状況を見ると、専用車の年間稼働率は 69.9% で、職員運転車（67.9%）を 2 ポイント上回っており、稼働 1 日当たりの走行距離は 49.6 km で、職員運転車（47.4 km）を 2.2 km 上回っている。

また、年間稼働率別の台数を見ると、「60% 超 80% 以下」が 52 台（41.9%）で最も多く、次いで「80% 超 100% 以下」が 38 台（30.6%）となっている。

なお、1 人の自動車運転士が複数の専用車を運転している所属もあった。

【専用車の保有状況】

(単位：台、%)

区 分	本庁・出先機関の別	乗 用 車			貨 物 車			計 A	割合 A/B	県の保有台数 B
		普通	小型	軽	普通	小型	軽			
知事部局	本 庁	15	17	0	0	1	0	33	34.0	97
	出 先	7	30	0	3	42	1	83	17.1	484
	計	22	47	0	3	43	1	116	20.0	581
知事部局以外	本 庁	6	0	0	0	0	0	6	20.7	29
	出 先	0	1	0	0	1	0	2	2.2	90
	計	6	1	0	0	1	0	8	6.7	119
合 計	本 庁	21	17	0	0	1	0	39	31.0	126
	出 先	7	31	0	3	43	1	85	14.8	574
	計	28	48	0	3	44	1	124	17.7	700

(平成 16 年 3 月 31 日現在)

【専用車及び職員運転車の稼働状況】

(単位：日、回、%、km)

区 分	1台当たりの 年間稼働日数	1台当たりの 年間稼働回数	年間稼働率	1台当たりの 年間走行距離	稼働1日当たり の走行距離
専 用 車	174	277	69.9	8,648	49.6
職員運転車	172	246	67.9	8,170	47.4

【専用車の稼働率別台数】

(単位：台、%)

区 分	20%以下	20%超 40%以下	40%超 60%以下	60%超 80%以下	80%超 100%以下	合 計
台 数	1	9	24	52	38	124
(割 合)	(0.8)	(7.3)	(19.4)	(41.9)	(30.6)	(100)

注) 平成16年3月31日現在保有の専用車を対象とする。

なお、本庁(知事部局)においては、総務学事課及び農政課、土木監理課で、それぞれ専用車の集中管理が行われているが、所属間で年間稼働率にやや開きがみられる。

【集中管理車の稼働状況】

(単位：日、回、%、km)

所 属 名	1台当たりの 年間稼働日数	1台当たりの 年間稼働回数	年間稼働率	1台当たりの 年間走行距離	稼働1日当たり の走行距離
総務学事課	164	225	64.5	8,547	52.1
農政課	184	279	74.7	11,606	63.2
土木監理課	192	304	77.9	10,055	52.4
平 均	172	248	68.5	9,375	54.4

注) 総務学事課の自動車運転士の一部は、1人で複数の専用車を運転している。

(5) トラックの状況

平成16年3月31日現在、県全体で78台のトラック(トラック型の貨物車)を保有している。

トラックの年間稼働率は55.8%、稼働1日当たりの走行距離は33.6kmで、トラック以外の公用車に比べ、年間稼働率で14.1ポイント、稼働1日当たりの走行距離で15.7km下回っている。

なお、トラックを校内等で使用した場合の稼働状況が十分記録されていない所属があった。

(単位：日、回、%、km)

区 分	1台当たりの 年間稼働日数	1台当たりの 年間稼働回数	年間稼働率	1台当たりの 年間走行距離	稼働1日当たり の走行距離
トラック	148	220	55.8	4,964	33.6
トラック以外	176	255	69.9	8,670	49.3

4 乗用車及び貨物車の管理等の状況

(1) 日常点検の実施

走行時のトラブルを未然に防止し、安心して走行するためにも、日常点検を習慣化し、自動車をいつも良好な状態に維持しておくことが必要である。

職員運転車については、「職員の県有自動車使用管理要綱」において使用前、使用後の点検を行うこととされているが、多くの所属において、十分な点検が行われていない。また、点検結果を記載する運転日誌が備え付けられておらず、自動車の異常その他使用中の重要事項があれば公用車使用簿の特記事項欄に記入する扱いとなっている。

(2) 法定点検の実施

自動車の使用者は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条に基づく定期点検整備（普通・小型貨物車は6ヶ月に1度、乗用車及び軽貨物車は1年に1度）を行うことが義務付けられているが、乗用車及び貨物車の法定点検の実施率は61.8%であった。

法定点検を実施していない理由として、現地調査時には、「予算が足りない」や「実施しなくても特に走行上問題がない」ということが挙げられた。

なお、点検整備を実施したときは、点検の年月日、点検の結果等を点検整備記録簿に記載し、これを保存しなければならないこととされているが、現地調査を行った所属では、点検整備記録簿は車検証等とともに保管されていた。

(単位：台、%)

部局名	法定点検対象車台数 A	法定点検実施台数 B	法定点検実施率 B/A
知事部局	564	350	62.1
政策部	55	32	58.2
総務部	51	39	76.5
環境森林部	27	9	33.3
健康福祉部	114	68	59.6
商工労働部	20	2	10.0
農政水産部	149	62	41.6
上木部	148	138	93.2
水道局	19	6	31.6
県議会	3	3	100
教育委員会	34	5	14.7
公安委員会	50	50	100
合計	670	414	61.8

注1) 平成16年3月31日現在保有の公用車を対象とする。

注2) 年度途中の購入などで平成15年度に法定点検の対象とならなかった公用車は除外している。

(3) 施錠等の状況

現地調査の結果、大半の公用車は、施錠が適切になされていたが、一部の公用車については、運転席以外のドアや後部荷台のドアが施錠漏れとなっており、中には、鍵を差し込んだままの公用車もあった。

(4) 車歴カードの整理

継続検査（車検）、整備点検、修繕等を行った場合には、公安委員会に属する公用車を除いて、「県有自動車の整備管理に係る事務取扱いについて」（平成9年4月1日9出B第9号出納長通知）に基づき、公用車ごとに作成された車歴カードにその記録を残すこととなっている。

当該車歴カードは公用車更新の判断資料となるとされているが、整備点検等の記録ができていない所属があり、特に、整備内容及び取替部品名等を記載する車歴カードの下欄部分は、記載がされていない所属が多くみられた。

(5) 自動車運転免許の確認

自動車運転士以外の職員が公用車を使用するためには、職員運転登録簿に登録を受ける必要があるが、現地調査を行った所属では、「職員の県有自動車使用管理要綱」等に基づき、適切に登録が行われていた。AT車限定免許の確認も免許証により行われていた。

(6) 格納状況

大半の公用車は、事務所敷地内の屋根付駐車場に保管されていたが、中には、駐車場が事務所敷地外にあり、しかも分散している所属や、駐車場が事務所の敷地内にあっても、2台又は3台の縦列駐車をして、公用車の出入りがしにくくなっている所属があった。

(単位：台、%)

区 分	事務所敷地内・敷地外		屋根の有無	
	敷地内	敷地外	屋根付	屋根無
知事部局	537	44	439	142
知事部局以外	119	0	70	49
合 計	656	44	509	191
(割 合)	(93.7)	(6.3)	(72.7)	(27.3)

(平成16年3月31現在)

注) 県の保有する乗用車及び貨物車(計700台)に占める割合である。

(7) 車内の清掃等

車内の清掃状況については、荷台等に空き缶やペットボトルの容器等のゴミを載せたままになっていたり、積載しておく必要のない用具等を載せたままになっている公用車があった。

また、使用後は、引き続き使用する者がいないときは、洗車格納を確実にを行うこととなっているが、洗車は、ほとんどの所属で行われていなかった。

5 事故の発生状況等

(1) 事故の発生件数

平成 15 年度中に発生した公用車の事故件数は 36 件（いわゆる自損事故(単独事故)3 件を含む。）であり、そのうち相手方のある事故の件数は 33 件である。

また、相手方のある事故のうち県に過失があるものは 23 件で、すべて相手方との示談が終了している。県に過失があるものの内訳は、県の過失割合 50%未満のものが 5 件、50%以上のものが 18 件となっている。

事故の種別では、人身・物損事故が 6 件、物損事故のみが 30 件となっており、部局別では、知事部局が 18 件で最も多く、次いで公安委員会が 15 件となっている。

なお、県が交通事故を起こした職員に対してその損害に係る賠償請求をした事例はなかった。

(単位：件)

部 局 名	本庁・出先 機関の別	事故の種別		合計	県の過失			自損 事故	専用車	
		物損事故	人身・ 物損事故		有		無		有	無
					50% 以上	50% 未満				
知事部局	本庁	2	0	2	1	1	0	0	0	2
	出先	13	3	16	7	1	5	3	5	11
	計	15	3	18	8	2	5	3	5	13
水道局	本庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	出先	2	0	2	0	0	2	0	1	1
	計	2	0	2	0	0	2	0	1	1
県議会	(本庁)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	本庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	出先	1	0	1	1	0	0	0	1	0
	計	1	0	1	1	0	0	0	1	0
公安委員会	本庁	3	0	3	2	0	1	0	0	3
	出先	9	3	12	7	3	2	0	0	12
	計	12	3	15	9	3	3	0	0	15
合 計	本庁	5	0	5	3	1	1	0	0	5
	出先	25	6	31	15	4	9	3	7	24
	計	30	6	36	18	5	10	3	7	29

注) 人身・物損事故は、人身事故に物損事故を伴っている事故である。

(2) 事故の発生場所

事故の発生場所は、路上（交差点を除く。）が 18 件（50.0%）で最も多く、次に交差点が 14 件（38.9%）となっている。

(単位：件、%)

区 分	路 上 (交差点を除く。)	交差点	駐車場	合 計
件 数	18	14	4	36
(割 合)	(50.0)	(38.9)	(11.1)	(100)

(3) 事故の発生原因

県に過失がある事故 23 件の発生原因をみると、17 件が前後・側方の不注視（意）や安全確認の不十分によるもので 73.9%と最も多く、次いで多いのは、停止中のブレーキ踏み不足等の運転操作ミスによるものである。

(4) 事故による損害額

事故による公用車の損害額は 733 万円余であり、相手方から県に支払われた額は 24 件で 494 万円余、また、相手方に支払った損害賠償額は 23 件で 243 万円余となっている。

(5) 交通事故報告

職員は、交通事故を起こしたときは、直ちにその状況を所属長等に報告しなければならないが、平成 15 年度に発生した交通事故については、適正に報告が行われていた。

(6) 任意保険の状況

県では、従来から任意の自動車保険に加入しており、平成 14 年度からは事故による示談交渉等の事務の軽減を図るため、契約保険会社が公用車の事故処理を行っている。

その補償内容は、平成 15 年度は対人賠償 5,000 万円、対物賠償 500 万円であったが、平成 16 年度からは対人賠償が無制限に変更されている。

なお、平成 15 年度中の事故に係る相手方への損害賠償は、任意保険で処理されている。

6 事故防止策の実施状況

(1) 安全運転管理者等の選任

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）又は道路運送車両法により、自動車の使用者は、一定台数以上の自動車を使用する場合（詳細は次表「安全運転管理者等の要件」のとおり。）には、自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者や副安全運転管理者、整備管理者を選任し、その業務を行わせなければならないことになっている。安全運転管理者等の選任を義務付けられている大半の所属においては、所定の手続がなされていたが、以下の所属においては、安全運転管理者又は整備管理者の選任及び届出が行われていなかった。

なお、本庁（知事部局）においては、安全運転管理者が 1 人、副安全運転管理者が 3 人、整備管理者が 1 人選任されている。

また、安全運転管理者等を選任したときは、選任した日から 15 日以内に、安全運転管理者及び副安全運転管理者については公安委員会、整備管理者については地方運輸局長に届け出なければならないこととなっているが、期間を過ぎてから届出をしている所属があった。

【安全運転管理者等の要件】

区 分	選任が必要な要件	業務内容	根拠法令
安全運転管理者	<ul style="list-style-type: none"> 乗車定員が 11 人以上の自動車にあっては 1 台 その他の自動車にあっては 5 台以上使用している事業所 	<ul style="list-style-type: none"> 運行計画作成 安全運転の確保措置 安全運転のための指示 運行記録の指示 	道路交通法第 74 条の 2
副安全運転管理者	<ul style="list-style-type: none"> 自動車を 20 台以上（選任人数は 20 台ごとに 1 人以上）使用している事業所 	<ul style="list-style-type: none"> 安全運転管理者の業務の補助 	道路交通法第 74 条の 2 第 4 項
整備管理者	<ul style="list-style-type: none"> 乗車定員 30 人以上の自動車が 1 台以上 乗車定員 11 人以上 29 人以下の自動車（マイクロバス）が 2 台以上 8 トン以上の大型トラックが 5 台以上 	<ul style="list-style-type: none"> 日常点検の実施 運行の可否の判断 定期点検の実施 随時点検の実施 必要な整備の実施 整備の実実施計画策定 点検整備記録等の管理 	道路運送車両法第 50 条第 1 項 同法第 52 条

【平成 15 年度安全運転管理者又は整備管理者の未届所属】

所 属 名	安全運転管理者又は整備管理者の別	(参考) 公用車台数
消防学校	安全運転管理者未届	5台
環境保健研究センター	〃	6台
西部林業事務所	〃	5台
子ども女性相談センター	〃	6台
計量検定所	〃	5台
議会事務局	〃 整備管理者未届	5台 (うち乗合自動車1台)

(2) 交通安全研修会等の実施

知事部局においては、公用車を管理する所属（課等）ごとに自動車管理責任者である所属長が安全運転管理者を選任し、選任された安全運転管理者は、運転者に対する安全運転の教育指導その他安全運転に関し必要な事務を処理しなければならないこととされている（「県有自動車運行管理要綱」）が、現地調査の結果、安全衛生委員会活動の一環として交通安全に関する研修会を開催している所属が一部あったものの、多くの所属では安全運転に関して十分な教育指導等が行われているとは言い難い状況にあった。

(3) 停止表示器材の携行等

高速道路で故障などにより走行できないときには、自動車の後方路上に停止表示器材（いわゆる三角表示板）を設置し、後続車に分かるようにしなければならないが、現地調査の結果、所属に停止表示器材を備えておらず、高速道路を走行する際に、停止表示器材を携行していない所属があった。

また、有効期限が過ぎた発炎筒を備えている公用車があった。

7 意見

公用車は、県の重要な物品であり、購入や維持管理に多額な経費を伴うことから、効率的な利用及び適切な管理を行う必要がある。

監査の結果、おおむね適正かつ効率的に公用車の使用及び管理がなされていると認められたが、中には利用日数が少ない公用車や適正な管理がなされていない公用車がみられることから、各部局において、次の事項について検討し、適切な対応をされるよう要望するものである。

(1) 公用車の効率的利用について

ア 利用日数が少なく稼働率の低い公用車は、所属における公用車利用の必要性、頻度等を考慮し、他の所属との共同利用を進めるなど、公用車のより一層効率的な利用に努める必要がある。

特に、特殊な構造を有したり、用途が限られていたりしていない汎用性のある乗用車又は貨物車が3台以上配置されながら、所属全体の年間稼働率が50%以下の所属や年間稼働率が35%（県全体の年間稼働率の約半分）以下の公用車を管理している次の所属においては、減車（他所属への配置換え等）も含めて公用車の効率的な利用について検討する必要がある。

小豆総合事務所、総務学事課、中讃県税事務所、西讃県税事務所、文書館、森林センター、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所、保育専門学院、食肉衛生検査所、白鳥病院、産業技術センター、水産課、農業試験場、住宅課、高松土木事務所、捜査第一課

イ 教育委員会については、トラックなど特殊な構造を有し用途が限られている公用車が多いこと、各所属が離れていることなど、公用車の共同利用を図る上での制約要因はあるものの、減車や共同利用の推進など公用車の効率的な利用を図るための方策について検討する必要がある。

〔教育委員会〕

ウ 公用車の共同利用を効果的に推進するため、公用車の運行状況の把握や使用予約がパソコンの端末で容易にできる仕組みの構築（たとえば、会議室の予約システムを準用したもの）や、配置されている庁舎ごと、部局ごとに集中管理する方式について検討する必要がある。

エ 専用車については、1人の自動車運転士が複数の公用車を運転している場合もあるが、1台ごとの稼働状況に差がみられるため、専用車の年間稼働率の動向等から自動車運転士の稼働状況を十分に把握し、自動車運転士の配置等を検討する必要がある。

なお、本庁においては、総務学事課及び農政課、土木監理課でそれぞれ専用車の集中管理が行われているが、年間稼働率をみると、やや開きがみられるので、平成17年度からこれらの公用車を総務学事課でまとめて集中管理することになっているが、これまでの実態を踏まえて、より一層効率的な利用が推進されるよう望むものである。

オ 公用車の更新に当たっては、次の点に留意する必要がある。

① 更新時の公用車の小型化について

公用車の平均的な稼働1回当たりの乗車人員や走行距離などの状況及び近年の車両性能の向上や軽自動車の充実ぶりなどからみて、現在使用している公用車よりも小さな規格や排気量の自動車であっても、十分に業務遂行が可能であると考えられる。また、小型化することにより、公用車の購入費や車検・整備点検などの維持経費、燃料費が軽減され、経費の節減や環境の保全が図られることが期待できる。

そこで、公用車の更新時には使用状況や業務内容等も考慮の上、公用車の小型化について十分に検討する必要がある。

② 公用車の選定基準の明確化について

公用車の購入に当たって、自動車の種別や型、規格をどのような基準で選定しているのか明確でないので、一定の基準の作成をしておくことが望ましい。

③ 稼働状況の把握について

公用車の更新に当たっては、更新される自動車の稼働状況だけでなく、配置される所属、さらには部局における公用車の稼働状況を踏まえ、その必要性を十分に検討する必要がある。

④ 低公害車等の導入について

環境に配慮した低公害車の導入をより一層推進するとともに、職員が運転しにくいMT車を避けている傾向がみられることから、AT車の導入に努める必要がある。

(2) 公用車の適正な管理について

ア 公用車の適切な保守管理や点検整備は、自動車の不具合による交通事故の防止や環境の保全を図る上からも必要であるが、その必要性が十分に認識されているとは言えない状況にあるので、日常点検及び定期点検を適切に行うなど、公用車の整備に万全を期す必要がある。特に、法定点検が適正に実施できていない次の部局においては、法定点検の確実な実施に努める必要がある。

〔 知事部局各部、水道局、教育委員会 〕

また、職員運転車についても、専用車と同様に日常点検を実施するとともに、その結果を記録するような共通の様式を作成する必要がある。

イ 公用車の点検・整備等の契約に当たっては、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取り組む必要があるが、現在、車検・点検整備等については、各所属で1者と随意契約を行っており、競争性が十分に確保されているとは言えない状況にある。今後、競争性の確保の観点から、複数の見積書を徴取したり、過去の経費明細書や他所属との比較を行うことにより、点検等の水準を確保しつつ、費用の縮減に努めることが必要である。

ウ 公用車の施錠が適切になされていないものが見受けられたが、施錠は、物品管理上の基本であり、公用車の施錠の徹底を図る必要がある。

エ 「職員の県有自動車使用管理要綱」においては、職員運転車の使用後、引き続き使用する者がいないときは、洗車格納を確実にを行うよう定められているが、実態を踏まえてその必要性を検討するとともに、同要綱に基づいて公用車の使用及び管理を適切に行うことが必要である。

オ 公用車の車検及び整備点検等の状況を記録するため作成している車歴カードは、公用車の適正な管理を行う上で必要なだけでなく、公用車更新の際の判断材料となるものであるが、記載不備等が目立つとともに、十分に活用されているとは言えない状況にあるので、記載しやすいように様式を改めて記載の徹底を図るとともに、公用車の管理、更新に当たって、十分に活用するよう望むものである。

〔 総務学事課 〕

(3) 安全運転の確保について

公用車による交通事故は、県に財産的な損害を発生させたり、県の業務運営に支障を生じさせるだけでなく、職員の生命・身体の安全にもかかわるものであり、また、県が加害者となる交通事故は、県行政に対する県民の信頼を損なうことにもなりかねない。

そこで、公用車の安全運転確保のために、次の点に留意し、職員の安全運転教育、公用車の適正な運行管理等を徹底する必要がある。

ア 各所属において、運転免許の種類や条件（AT車限定など）、交通違反等による運転免許の停止・取消等の状況を的確に把握すること。

- イ 職員の交通安全に対する意識の高揚を図るため、適時、職場研修等を行うこと。
- ウ 安全運転管理者等の選任を確実にするとともに、安全運転管理者が運転者の適性等の把握や安全運転指導等その業務を適切に行うこと。

特に、平成 15 年度に道路交通法に基づく安全運転管理者及び道路運送車両法に基づく整備管理者の選任及び届出が行われていなかった次の所属においては、適正に選任及び届出を行うこと。

〔 消防学校、環境保健研究センター、西部林業事務所、子ども女性相談センター、
計量検定所、議会事務局 〕

また、本庁（知事部局）においては、安全運転管理者 1 人、副安全運転管理者 3 人を選任しているが、安全運転管理者等は自動車の使用の本拠ごとに選任しなければならないこととされていることから、課等の所属単位で公用車の管理が行われている現状を踏まえ、法の趣旨に沿った運用になるよう見直しを行うこと。

〔総務学事課〕

- エ 高速自動車国道や自動車専用道路を走行する場合には、停止表示器材を携行すること。
- オ 使用期限が過ぎた発炎筒を備えている公用車が見受けられたので、各所属において点検し、適時に交換を行うこと。